

3 北海道高等学校文化連盟専門部細則

北海道高等学校文化連盟規約補則の第21条により専門部細則を定める。

1、 業 務

各専門部は、次の業務を担当する。

- (1) 全道大会の企画、運営
- (2) 関連する団体、連盟、協会等との連絡、調整
- (3) 種目に対する研修、普及、指導
- (4) 本部、支部間の連絡、調整
- (5) 全国高文連専門部との連絡、調整
- (6) その他専門部長が必要と認めた事項

2 役員とその選出

- (1) 専 門 部 長

規約第10条の(1)により総会で選出される。

- (2) 専門委員長

規約第10条の(4)により会長が委嘱する。

- (3) 専 門 委 員

ア. 各支部から1名ずつとし、それぞれの支部で選出する。ただし該当者がいない支部は欠員とする。

イ. アの他に専門部長は、若干名の専門委員を指名することができる。

ウ. 専門委員は、道高文連に加盟している学校の職員とし、勤務する学校の校長が承認した者とする。

3 任 期

役員の任期は道高文連の役員に準ずる。

4 会 議

- (1) 専門部会は年1回以上開催する。
- (2) 専門部会は専門部長、専門委員長及び専門委員をもって構成し当該専門部の業務を処理する。

5 事 務 局

各専門部ごとに、専門部長の勤務する学校に事務局をおくことを原則とする。

6 経 理

専門部の運営費は道高文連が配当する経費等をもってあてる。

7 そ の 他

この細則は役員会の決定により改正することができる。

平成 2年 12月 8日 制定 平成 2年12月 8日 施行 平成 8年11月29日一部改正